

1. 受診対象者

・特定業務従事者

労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務に従事する職員

※深夜業務も該当となりますので、病院等におかれましてはご留意ください。

・電離放射線取扱者

別紙5のとおり

・特定化学物質取扱者

労働安全衛生法施行令施行令第22条第1項第3号（石綿を除く）の業務に従事する職員

・有機溶剤取扱者

労働安全衛生法施行令施行令第22条第1項第6号（第三種有機溶剤等はタンク等の内部作業に限る）の業務に従事する職員

・歯科医師

労働安全衛生法施行令施行令第22条第3項の業務に従事する職員

※いずれも、受診対象者名簿（別紙2）に対象業務または対象化学物質等が記載されていますので、ご参照ください。

※労働者派遣法第45条第3項により、本学に就業する派遣労働者については、特殊健康診断の受診対象となります。他の健康診断と混同することのないよう、ご注意ください。

2. 検査項目

・特定業務従事者

①身長・体重・視力・聴力の検査（問診時会話法）、血圧の測定、尿検査：全員

②腹囲の検査：35歳及び40歳以上の職員、定期健診（6月実施）の有所見者

③貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査：定期健診の有所見者

・電離放射線取扱者

別紙5のとおり

・特定化学物質取扱者

①業務経歴の調査、②既往歴の有無の調査、③自他覚症状の有無の調査、④その他（使用する化学物質により検査項目が異なる）

・有機溶剤取扱者

①業務経歴の調査、②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査、③自覚症状等の検査、④尿検査、⑤肝機能検査、⑥血液検査、⑦眼底検査（うち⑤～⑦は使用する有機溶剤により検査項目が異なる）

・歯科医師

歯科医師による検査